



小型家電リサイクル制度の個別論点について

令和8年3月10日

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室
経済産業省 イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課

小型家電リサイクル法 評価・検討の主な論点

- 今回の合同会議では、「1. 国内資源循環の推進」、「2. 変化への対応と発展的要素」、「3. 制度の安定化・効率化」という3つの軸において取りまとめを行うこととしたい。
- 特に、これまでに合同会議で委員・オブザーバーから多くの御意見をいただいた個別論点（以下太字）について、議論を深めることとしたい。

軸	論点	措置の方向性
1. 国内資源循環の推進	①小型家電リサイクルの高度化	a. 小型家電から回収されるプラスチックのリサイクルを推進【基本方針改正】 b. 小型家電から回収される重要鉱物資源のリサイクルを推進【基本方針改正】
	②リユース可能な製品の流通促進	小型家電のリユースを推進【基本方針改正】
2. 変化への対応と発展的要素	③回収量目標の再設定	回収量目標を引き続き14万トン/年とし、目標年度を令和11年度に再設定【基本方針改正】 (資源有効利用促進法・再資源化事業等高度化法に基づく小型家電の回収や国内外のe-scrapの回収についても回収量目標の対象として扱う)
	④品目追加	加熱式たばこデバイス・電子たばこデバイス・モバイルバッテリー・ポータブル電源を対象品目に追加【政令改正】
	⑤LiB発火事故への対応	LiB含有製品に由来する発火事故の増加リスクに対応
3. 制度の安定化・効率化	⑥回収量の増加	a. 市町村による収集の強化
		b. 宅配便回収等による直接回収の強化
		c. 家電量販店・回収拠点経由での直接回収の強化
		d. 産廃系小型家電の回収強化 (運送事業者等のDX活用によるトレサビ確保、マニフェストの扱い)
	⑦認定事業者のあるべき姿の実現	認定事業者の意識付け・再資源化の高度化

※第1回合同会議（令和7年2月）では、小型家電製造事業者に自治体の回収・選別・リサイクル費用を求める意見もあった。

1. 回収量目標の再設定

小型家電リサイクル法における回収量目標の考え方について

- 法制度の検討にあたって、回収から再資源化までの採算性確保が前提条件との考え方から、一定の条件を置いた費用対効果分析を行った結果、回収量14万t/年が採算性確保の閾値であったため、平成23年度告示において、「平成27年度までに14万t/年」を回収量目標として定めた。
- 施行開始から最初の見直しを令和2年度に実施したが、令和元年の回収量実績が9.9万tであり、目標未達の状況であったため、令和2年度告示改正において、回収量目標を「**令和5年度までに14万t/年**」と改めた。
- 引き続き14万t/年の回収量達成にはより一層の取組が求められる。一方で、小型家電も対象とした他の回収ルートが新設される等、回収ルートの多様化が進んできている。
- よって、引き続き回収量目標としては14万t/年としつつ、多様化された回収ルートにおける回収量の総和を以て、目標達成を目指すものとしてはどうか。
- 今回（令和7年度）の評価・検討の5年後である令和12年度を目途に、改めて本制度の評価を行うこととし、また、目標年度については、評価・検討の際に改めて回収量目標も評価するため、回収量の目標年度を評価・検討の前年である令和11年度としてはどうか。

小型家電がリサイクル事業者の元に回収された実績（令和6年度）

- 令和6年度における小型家電の回収量は87,363トンとなっており、令和5年度に比べて、市町村からの回収量と直接回収量はともに微増し、全体としては約1%の増加となった。

小型家電の回収量

目標：令和5年度までに年間140,000トン

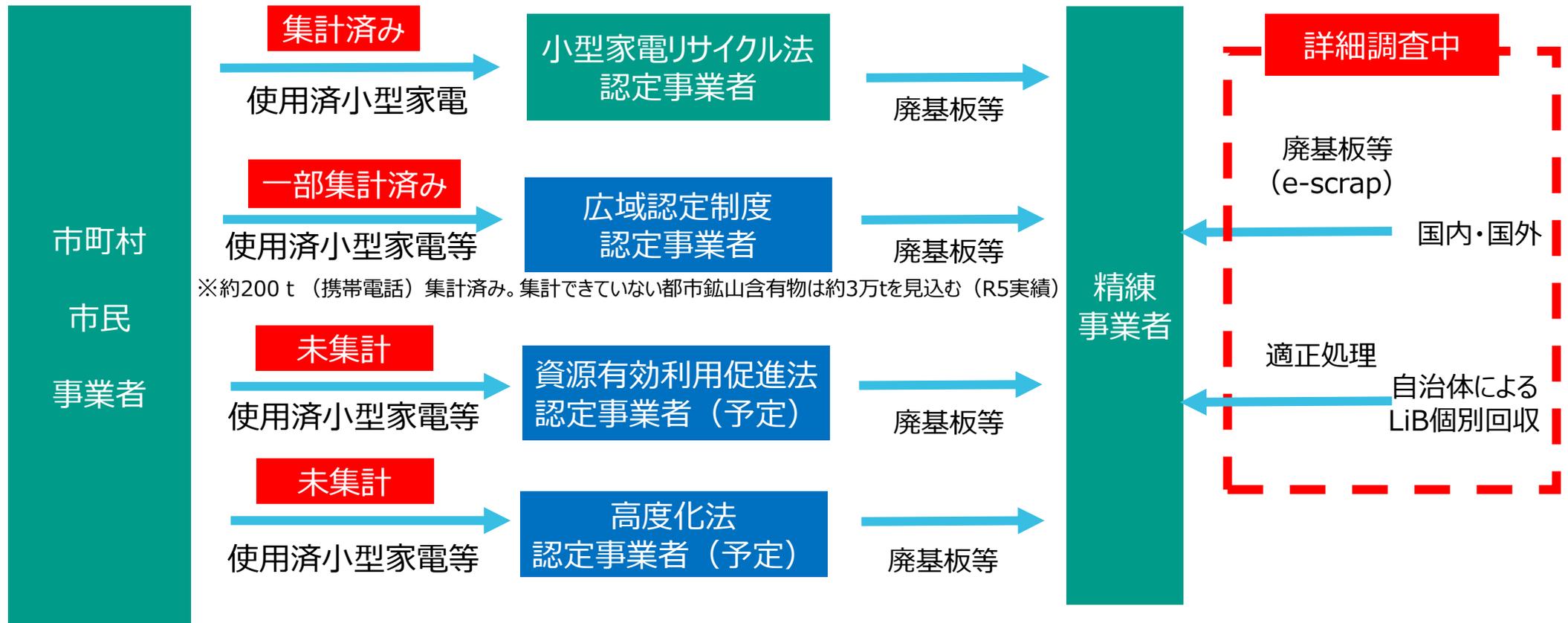


※メーカー等から家庭系のパソコン・携帯電話を引き取ったもの及び事業者から引き取ったもので、再資源化事業計画どおり処理したものを含む（以下同じ。）

出所）平成26年度～令和7年度市町村アンケート調査、平成26年度～令和7年度認定事業者調査

多様化する回収ルートにより適正処理された小型家電の扱いについて

- 今後、**資源有効利用促進法**や**再資源化事業等高度化法**の認定制度が開始され、小型家電の回収ルートの多様化が進み、都市鉱山からの資源回収が推進される。
- これらの新制度等による小型家電の回収も都市鉱山からの資源回収に他ならないことや、それぞれの制度に関連する事業者重複が見られることから、**多様化された回収ルートで回収された小型家電の総和を以て、回収量目標の達成を目指すこととしてはどうか。**
- また、国内で処理される**e-scrap（廃基板等）**についても、小型家電製品由来のものが多いと思われるため、他のルートとの重複カウントに留意しつつ、将来的に回収量に含めることが可能かどうか検討してはどうか。



※各自治体や小売店における独自の再資源化ルートや産業廃棄物ルートについても状況把握を検討

2. 品目追加

小型家電リサイクル法における対象品目追加について

- **資源有効利用促進法が改正**され、指定再資源化製品として、加熱式たばこデバイス、モバイルバッテリー（電源装置）及び携帯電話用装置が追加された（※1）。
- **加熱式たばこデバイス、電子たばこデバイス、モバイルバッテリー、ポータブル電源**については、小型家電リサイクル法に定める「小型電子機器等」に該当するものと判断されるため、**対象品目に追加してはどうか**（※2）。
- 市町村や事業所においては、リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品の処理先の確保にも貢献することが期待される。

制度対象品目の要件

- ✓ 消費者が通常家庭で使用する電気機械器具
- ✓ 効率的な収集運搬が可能なもの
- ✓ 経済性の面における制約が著しくないもの

（小型家電リサイクル法第2条より）

＜対象品目への追加を検討する品目＞

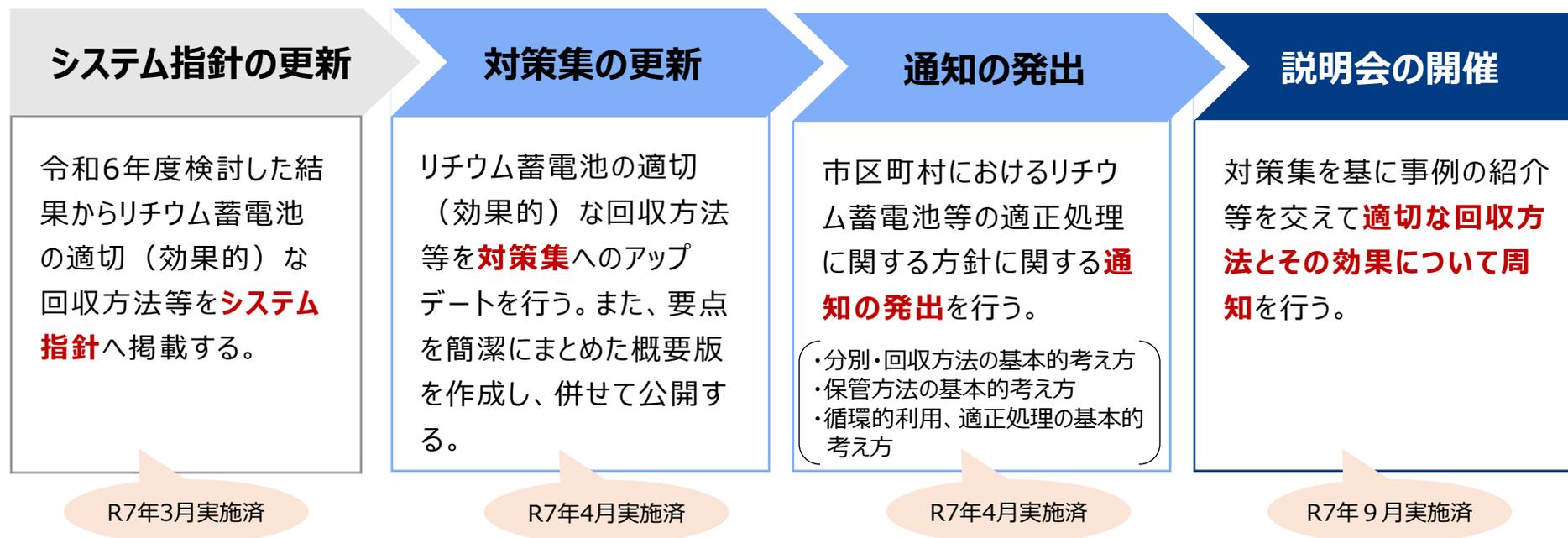
- 加熱式たばこデバイス
- 電子たばこデバイス
- モバイルバッテリー
- ポータブル電源

※1 資源有効利用促進法における「指定再資源化製品」は、パソコンや小型二次電池など、製造事業者等による自主回収と再資源化（リサイクル）が義務付けられた製品を指し、認定事業者に対象品目の回収義務を課している小型家電リサイクル法とは異なることに留意。

※2 昨今流通量が増加している**小型扇風機・ワイヤレスイヤホン・PCサーバー**については、現行法の対象品目に該当するものと整理。

市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針の策定

- 令和6年度末に、市町村において、リチウム蓄電池及びその使用製品の適切な回収を更に促進する観点から、家庭ごみの標準的な回収方法等を示した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を改訂し、リチウム蓄電池等を1つの分別回収区分として設定した。
- また、令和7年度には、「市区町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策集」の更新を行うとともに、市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針に関する通知の発出、全市町村を対象とした説明会等を実施し、周知を行っている。



一般廃棄物処理システムの指針改定と小型家電リサイクル制度の品目追加における整合性について

- 「一般廃棄物処理システムの指針」の改訂において、処理工程における火災事故発生の危険性や金属回収などの資源循環の観点から、「リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品」を区分として新たに設定している。
- 家庭ごみの標準的な回収方法等を示した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」は、**自治体による分別収集の区分であり、収集したものを事業者へ引き渡す際の区分ではない**ため、「リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品」の区分で収集したものでも、小型家電リサイクル制度の対象品目であれば小型家電リサイクルの認定事業者へ引き渡すことができる。
- そのため、当該指針（収集区分）と小型家電品目追加（引き渡し先）の内容は矛盾しているものではないが、多くの自治体が既にリチウム蓄電池等の分別回収を始めていることも踏まえ、品目追加に関する周知を慎重に実施していく必要がある。

＜一般廃棄物処理システムの指針における標準的な分別収集区分＞

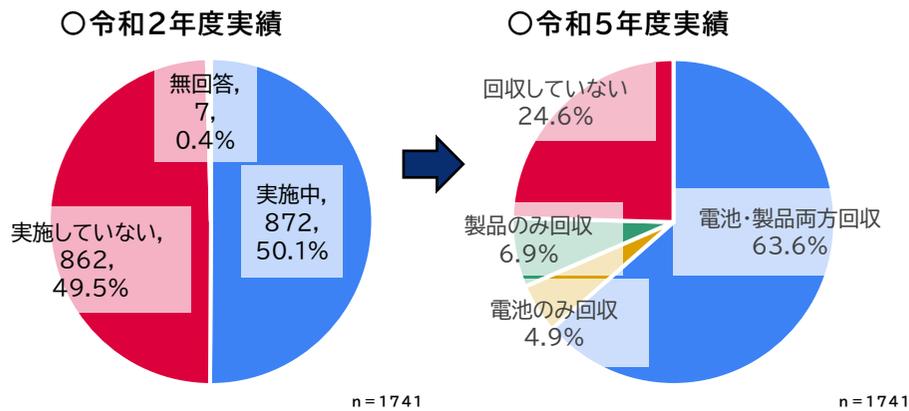
標準的な分別収集区分		
循環利用を 目指し 単一素材 又は品目 で分別 回収	プラスチック	ペットボトル
		プラスチック製容器包装
		製品プラスチック
	バイオマス	廃食用油
		生ごみ
		剪定枝
	古紙、紙製容器包装	古紙（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑がみ（容器包装以外の紙と一括して分別収集され、資源化される紙製容器包装を含む））
		紙製容器包装
	繊維製品（衣類）	
	ガラス類（ガラスびん）	
	金属類（アルミ缶・スチール缶、小物金属）	
	小型家電	
	リチウム蓄電池やリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）	
その他専用の処理のために分別するごみ		
粗大ごみ		

← 小型家電リサイクル制度の対象品目であれば、認定事業者へ引き渡すことができる。

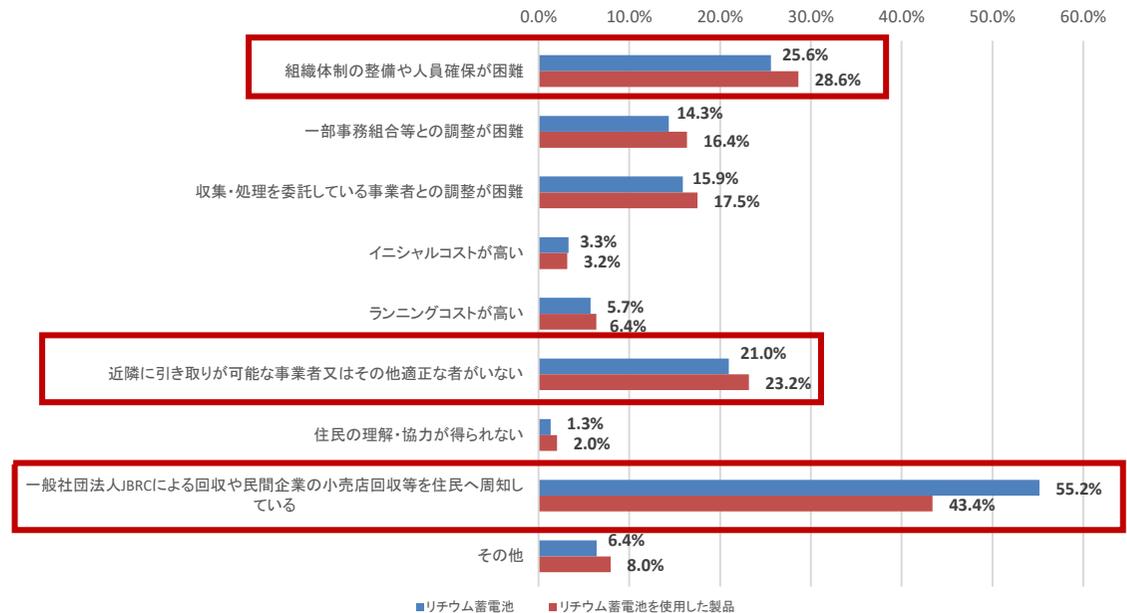
市町村におけるリチウム蓄電池等の回収状況

- 市町村におけるリチウム蓄電池等の回収への取組状況について、「リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池使用製品の両方回収」「リチウム蓄電池のみ回収」「リチウム蓄電池使用製品のみ回収」と回答した市町村は、**令和5年度で1,313市町村（75.4%）**とこれまでより増加している。
- 「リチウム蓄電池のみ回収」「リチウム蓄電池使用製品のみ回収」「回収していない」と回答した634市町村について、市町村自らリチウム蓄電池等の回収を行わない理由としては、「**一般社団法人JBRCによる回収や民間企業の小売店回収等を住民へ周知している**」が最も多く挙げられ、次に、「**組織体制の整備や人員確保が困難**」、「**近隣に引き取りが可能な事業者又はその他適正な者がいない**」となった。

市町村によるリチウム蓄電池等の回収状況



市町村自らリチウム蓄電池等の回収を行わない理由

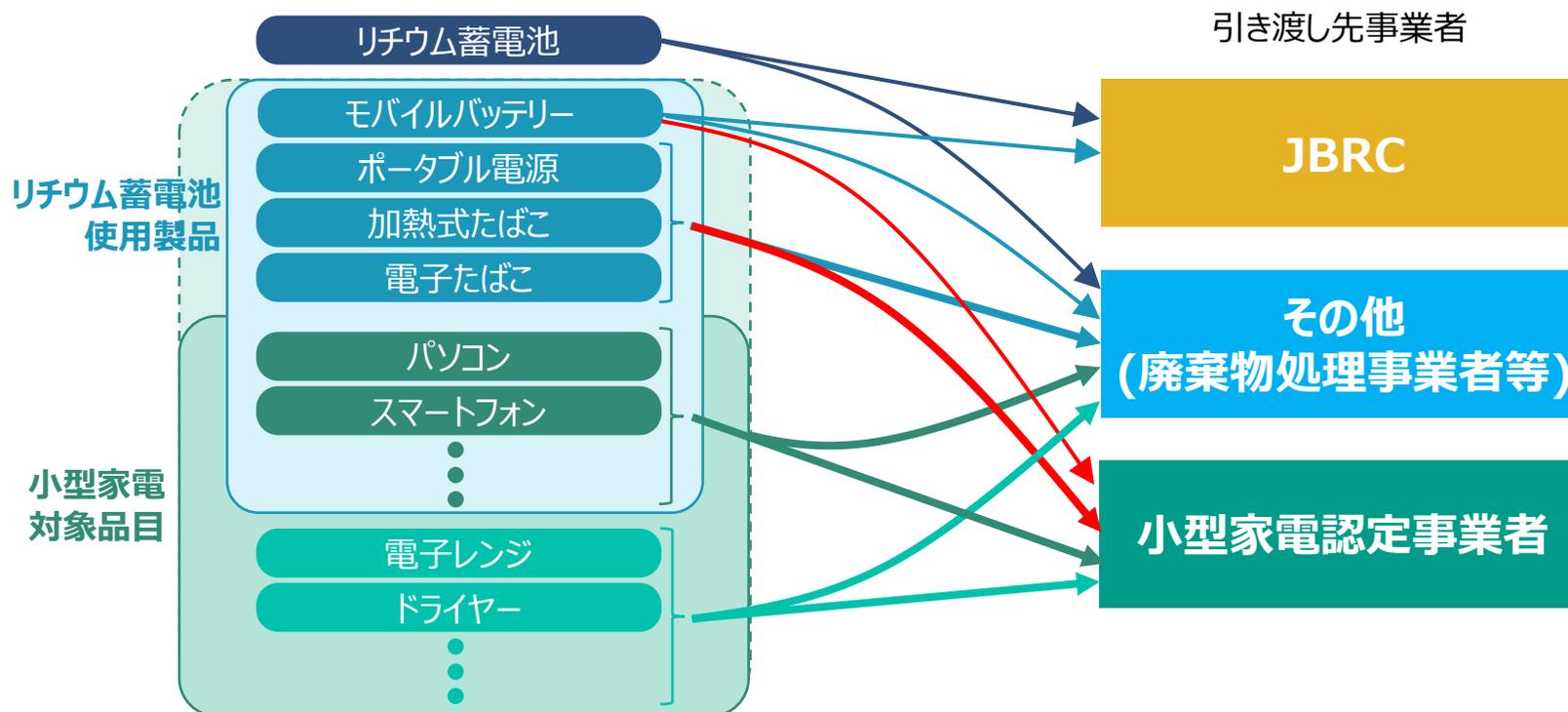


リチウム蓄電池使用製品の処分スキーム

- リチウム蓄電池使用製品には、小型家電対象品目と非対象品目があり、引き渡し先が異なる。
- 4品目を対象品目に追加することで、リチウム蓄電池使用製品として回収したものを再度分別することなく 小型家電認定事業者に引き渡すことが可能となる。

<4品目を追加した場合の引き渡し先（イメージ）>

→ : 品目追加後に引き渡し可能となるルート



対象品目追加に関する自治体ヒアリング結果

- リチウム蓄電池等の分別収集を開始した（又は開始予定）の9自治体に対してヒアリングを行った結果、4品目の対象品目への追加に関して、全ての自治体が「賛成」又は「どちらかと言えば賛成」という回答であった。

自治体	対象品目追加について	意見の詳細
①	賛成	加熱式たばこデバイス、電子たばこデバイスは既に回収しているため対応可能である。モバイルバッテリーについても充電式機器のスキームの中で対応可能である。ポータブル電源については本来ならばメーカーが回収するのが筋ではないかと思うが、 小型家電リサイクル法の対象品目に追加し、認定事業者に引き渡しできるようになり、引き渡し先の選択の幅が広がる ほうが良いと考える。
②	賛成	加熱式たばこデバイス・電子たばこデバイスは、回収後に焼却している ので、品目追加になれば 再資源化できるようになる 。ポータブル電源は、回収していないので、品目追加していただくと有難い。
③	ポータブル電源は賛成、 その他はどちらでもよい	加熱式たばこデバイス、電子たばこデバイス、モバイルバッテリーについては、回収後の処理事業者も決まっているので、品目追加されても影響はない。ポータブル電源については、まだ処理先が決まっていないので、品目追加をしていただくと有難い。
④	賛成	レアメタル等の回収率の向上、発火事故の防止等を目的とした対象品目の追加は、小型家電リサイクル法の制定目的にも合致する ものであり、適正処理、資源有効利用促進が図られるため。
⑤	賛成	品目追加された場合、加熱式たばこデバイスを小型家電の回収ボックスに入れられるようになるのでありがたい 。モバイルバッテリーは小型充電式電池回収ボックスに入れることで浸透しているが品目追加された後に小電回収ボックスで回収するようになるかは検討が必要。ポータブル電源はどうするか今まで悩んでいたため、品目追加されれば周知しやすくなるのでありがたい。
⑥	賛成	4月15日の通知に対して行動しているので小電の品目追加があっても混乱しないという認識。
⑦	賛成	3品目は既に分別回収を実施しており、品目追加されても対応に問題はないが、ポータブル電源は処理会社より引取不可とされているため、追加されれば引き渡し先が確保できて有難い。
⑧	賛成	小型家電リサイクル法の対象になれば、引き渡し先が明確になり、 認定事業者にお願いできるので助かる 。
⑨	どちらかといえば賛成	賛成、反対の判断は回収方法等が不明なため現時点ではなんとも言えないが、4品目とも既に分別回収を行っているため、追加された場合でも対応は可能である。

対象品目追加によるメリット・デメリット

- 小型家電リサイクル制度の対象品目に加熱式たばこデバイス、電子たばこデバイス、モバイルバッテリー、ポータブル電源の4品目を追加した場合、想定されるメリット・デメリットは下記のとおりと認識。

	品目追加した場合	品目追加しない場合
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ◆引き渡し先事業者を探すことが難しい場合でも、小型家電リサイクル認定事業者（全国約60者）への引き渡しが可能となる。 ◆小型家電リサイクルルートで再資源化することにより、廃棄時の他区分への混入リスクが下がることで不燃ごみ処理施設やプラスチック中間処理施設等での発火事故の低減が期待できる。 ◆小型家電リサイクルルートで再資源化を行うことにより、加熱式たばこデバイス、モバイルバッテリー等の一般廃棄物収集運搬や処分の許可が不要となる。 ◆小型家電リサイクルルートでは、国による認定審査や定期的な立入検査を実施することにより、適正な再資源化が担保できる。 ◆小型家電リサイクルルートでの再資源化により、国が、国内資源循環、重要鉱物の資源循環、リユースの推進、プラスチックリサイクルの推進等の実績公表を行うため、自治体は資源循環に貢献できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆変形・膨張したモバイルバッテリーが小型家電回収BOXに混入するリスクは少なくなる。 ◆小型家電リサイクル認定事業者における発火事故は増加しないと思われる。 ◆家庭ごみの標準的な回収方法等を示した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」により分別収集を始める自治体が多い中、自治体が混乱しない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ◆変形・膨張したモバイルバッテリーが小型家電回収BOXに混入することにより、発火リスクが急増する恐れがある。 ◆小型家電リサイクル認定事業者における発火事故が増加する可能性がある。 ◆家庭ごみの標準的な回収方法等を示した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」により分別収集を始める自治体が多い中、新たな回収ルートを示すことで自治体の混乱を招く可能性がある ◆自治体がリチウム蓄電池等を選別する場合、自治体の選別コストが増える可能性がある。 ◆発火リスクを恐れ、既に設置している回収BOXが断られる可能性がある。 ◆リチウム蓄電池等と小型家電の回収BOXを分ける場合、回収方法を変更する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆加熱式たばこデバイス、モバイルバッテリー等の処理事業者を探す必要がある（近隣に事業者がいなければ遠方までの運搬コストがかかる）。 ◆国内で資源循環されず、資源が不適正ルートや海外流失する可能性がある。

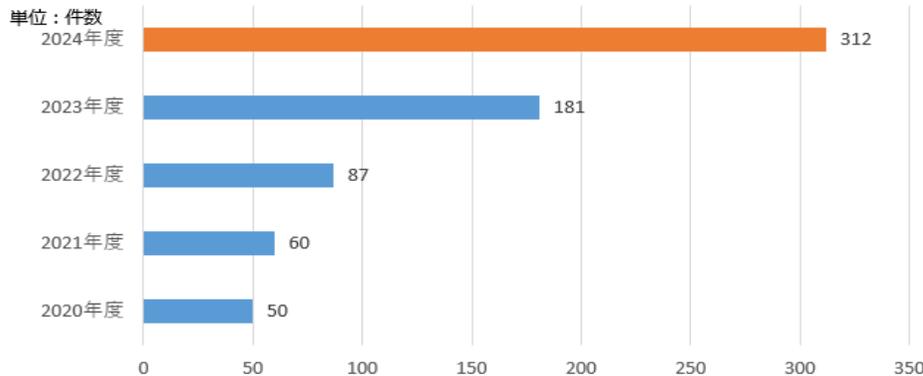
小型家電リサイクル認定事業者における発火防止対策

- 近年、小型家電リサイクル認定事業者の施設での発火事故が急増している。小型家電リサイクル協会のアンケート調査によると、認定事業者における2024年度（令和6年度）の発火は**312件発生している。**
- 対策として、令和7年度補正予算にて民間企業が有する廃棄物処理施設等において、混入するリチウム蓄電池等をX線やAI等を活用して高度に選別する設備や、発火を検知し各設備（施設の自動停止、散水等の延焼防止対策、警報発報等）と連携・連動するシステムの導入支援を予定。

表3 2024年度の火災規模別発生件数

火花が発生（煙、出火なし）	煙が発生（出火なし）	出火し自力で消火	出火し消防隊により消火	その他	計
2,050件	1,871件	304件	8件	114件	4,348件

注 「火花が発生」と「煙が発生」については「頻発」と回答された会員企業が1社。



※2020年度は46社、2021年度は47社、2022年度は50社、2023年度は47社、2024年度は51社が対象

図8 「出火あり」件数（「出火があり自力で消火」と「出火があり消防隊により消火」の合計）

令和6年度 認定事業者の発煙・発火件数

リチウムイオン電池等の火災事故防止・分別回収による安全・経済損失防止対策事業

【令和7年度補正予算 1,282百万円】 環境省

リチウムイオン電池の分別回収体制の構築や高度選別機等の導入補助により、廃棄物処理の事業継続等を支援します。

1. 事業目的
近年、市町村や民間の廃棄物処理施設等でリチウムイオン電池に起因する火災事故等が頻発に発生しており、当該施設の停止のみならず、社会システムの停滞を招く事態となっている。自治体、関係業界等と協力し、リチウムイオン電池の分別回収等の体制構築を行うとともに、高度選別機や検知連携システム等の導入補助により処理業者を支援し、火災事故による経済損失の防止、廃棄物処理の適正化とそれに伴う再生材の安定供給力の確保、先進的な装置の国際展開を見据えた市場創出等を実施する。

2. 事業内容
(1) リチウムイオン電池等の回収体制構築に向けた検討
リチウムイオン電池等の回収量を把握し、取組の有効性の評価や処理の効率化等を図るため、市町村で排出されるリチウムイオン電池等の排出量、処理事業者や国内精練事業者の実態を調査する。
また、製造・販売事業者、公共施設等での回収拠点の拡大、処分先の選定や効率的な運搬等を担う相談センター構築のための検討を行う。
(2) 廃棄物処理施設等における火災防止等設備導入促進事業
民間企業が有する廃棄物処理施設等において、混入するリチウムイオン電池等をX線やAI等を活用して高度に選別する設備や、発火を検知し各設備（施設の自動停止、散水等の延焼防止対策、警報発報等）と連携・連動するシステムの導入を支援することにより、予期せぬ火災事故への強靱化と再生材（主にプラスチック）の質・量の安定供給力確保を推進するとともに、先進的な装置の国際展開を見据えた市場創出等を実施する。

3. 事業スキーム
■ 事業形態 (1) 請負事業、(2) 間接補助 補助率 1/2又は1/3
■ 請負先・補助対象 民間事業者・団体
■ 実施期間 令和7年度

4. 事業イメージ
(1) 広域処理体制構築検討
排出量等の実態調査、回収拠点の拡大・相談センター構築検討
(2) 火災防止等設備導入促進事業
リチウムイオン電池の高度選別機・検知連携システムの導入支援

お問い合わせ先：
(1) 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 電話:03-5521-9273
(2) 資源循環課 電話:03-6205-4903、廃棄物規制担当参事官室 電話:03-6457-9096

令和7年度補正予算「リチウムイオン電池等の火災事故防止・分別回収による安全・経済損失防止対策事業」概要

參考資料

(参考) 現行制度における対象品目におけるリチウム蓄電池使用製品 (1/2)

- 現行の小型家電リサイクル制度の対象となっている28品目には、リチウム蓄電池使用製品が含まれている製品もある。

<現行制度における対象品目> ※赤字の品目にはリチウム蓄電池が使用されている可能性がある。

	対象品目	具体的に該当する品目の例 (政令には具体的な品目名は記載されていない)
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	電話機、ファクシミリ、変復調装置 (モデム)、ルーター・スイッチ
2	携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末 (公衆用PHS端末、スマートフォンを含む) カーナビゲーションシステム、ETC車載ユニット、VICSユニット
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機 (特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ、DVDレコーダ/プレーヤ、BDレコーダ/プレーヤ、BS/CSアンテナ、カーカラーテレビ
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	テープレコーダ、CDプレーヤ、MDレコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、ICレコーダ、補聴器、カーラジオ
6	パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータ ノートブック型/スレート型、パーソナルコンピュータ デスクトップ型 (タワー型及び一体型を含む)、パーソナルコンピュータ タブレット型
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	補助記憶装置 (ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)、ゲームソフト
8	プリンターその他の印刷装置	プリンター、フォトプリンター、モニター (パーソナルコンピュータ用)、キーボードユニット
9	ディスプレイその他の表示装置	モニター (パーソナルコンピュータ用)、プロジェクター
10	電子書籍端末	電子書籍端末
11	電動ミシン	電気ミシン
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気グラインダ、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	ワードプロセッサ (モニターを含む)、電卓、電子辞書
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子式ヘルスメーター (体組成計・体脂肪計)、電子式ベビースケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器

※ 一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具であるものに限るものとし、これら附属品を含む。

(参考) 現行制度における対象品目におけるリチウム蓄電池使用製品 (2/2)

- 現行の小型家電リサイクル制度の対象となっている28品目には、リチウム蓄電池使用製品が含まれている製品もある。

<現行制度における対象品目> ※赤字の品目にはリチウム蓄電池が使用されている可能性がある。

	対象品目	具体的に該当する品目の例 (政令には具体的な品目名は記載されていない)
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第3号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く）	電子ジャー、食器洗い乾燥機(卓上型)、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサー、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第1号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く）	扇風機、サーキュレーター、送風機
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）	電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気こたつ、電気ストーブ、電気毛布
21	ヘアードライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	ヘアードライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧機、風呂水用電気ポンプ、電気アクアリウム用品
22	電気マッサージ器	電気マッサージ器
23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	ランニングマシン
24	電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具	電気芝刈り機
25	蛍光灯器具その他の電気照明器具	照明器具、携帯用電気ランプ（懐中電灯を含む）
26	電子時計及び電気時計	電子時計及び電気時計
27	電子楽器及び電気楽器	電子キーボード、電気ギター、電子ギター
28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）

※ 一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具であるものに限るものとし、これら附属品を含む。